

里親支援センターの設置について

1 趣旨

令和 4 年の児童福祉法の改正（令和 6 年 4 月 1 日施行）により「里親支援センター」が児童福祉施設（第二種社会福祉事業）として位置づけられた。

世田谷区において、下記認可施設について「里親支援センター」の設置を認可し、令和 7 年 4 月 1 日より事業を開始した旨を報告する。

2 認可施設の概要

認可施設名 里親支援センター「ともがき」
住所 上馬 4-12-3（東京育成園内）
松原 6-41-7（児童相談所内事務所）
設置主体 社会福祉法人 東京育成園
認可日 令和 7 年 4 月 1 日



3 世田谷区におけるフォostタリング業務の遂行体制

里親支援センターの業務に含まれない事業については、委託事業として実施する。

世田谷区におけるフォostタリング業務の遂行体制（令和 7 年度以降）

児童福祉施設 里親支援センター

項目	内容
対象	・里親、ファミリーホームに従事する者 ・里親とファミリーホームで養育される児童 ・里親になろうとする者
業務内容	(1) 里親制度等普及促進・リクルート業務 (2) 里親等研修・トレーニング業務 (3) 里親等委託推進業務 (4) 里親等養育支援業務 (5) 里親等委託児童自立支援業務 (6) 一時保護委託支援業務
人員体制	【基本配置】 ・センター長 1 名 ・里親リクルーター 1 名 ・里親等支援員 1 名 ・里親トレーナー 1 名 【追加配置】 ・里親等支援員 2 名 ・自立支援相談員 1 名
開所時間	平日 8:30～21:00 土日祝 9:00～17:00

業務委託

支援機能等の強化

項目	内容
対象追加	・養子縁組成立後の親子（民間あっせんにより成立した親子を含む）
業務内容 {強化}	(1) 支援内容を強化 ・養子縁組家庭の支援 ・自立支援強化事業（フェアスタート等の区独自メニューの支援） (2) 特定の業務を強化 ・戦略的な普及啓発（バスの側面広告等） (3) 乳幼児短期緊急里親モデル事業 ・区が試行実施する乳幼児短期緊急里親モデル事業について、児童相談所等と連携し支援を行う。
人員	1 名増加配置
開所時間	平日 8:30～21:00 土日祝 9:00～17:00

事業区分	新規	分野 (テーマ)	子ども・若者	所管部	子ども・若者部
事業名	乳幼児短期緊急里親モデル事業			予算額	1,502万円

目的(現状の課題、事業化のねらいなど)

乳幼児の愛着形成のためには、特定の大人が安定して関わるができる里親家庭に委託することが望ましいとされているが、子どもの様々な状況に対応できる十分な担い手がないことで、一時保護を含めた乳幼児の里親委託が進んでいない。

乳幼児の里親委託の推進を目指して、里親の担い手を増やす取組みを進めると同時に、**乳幼児短期緊急里親モデル事業を試行し、乳幼児の急な受入れに対応できる緊急里親を確保する。**

事業内容

里親子が暮らしやすい街をつくるためのシンボルマーク

家庭的な環境での一時保護

家庭養育推進のための体制



里親を知ってもらい
担い手を増やす

乳幼児短期緊急里親の確保待機費用等

550万円

常時、緊急里親が待機し、乳幼児を緊急に一時保護する際にスピーディーに受入れが可能となるよう、待機料（月額10万円）を支払う。

＜対象児童＞

一時保護が必要となった乳幼児
(0歳児～未就学児)

＜緊急里親の確保数＞

4家庭

＜スケジュール＞

4月以降 緊急里親の確保

里親等委託推進専門員の配置

593万円

一時保護受入れ先としての緊急里親の新規開拓や関係機関との調整のほか、児童相談所や里親支援センターと連携して緊急里親への受け入れ調整、養育サポートなどを行う。

＜配置数＞

里親等委託推進専門員 1人

- ・早期の家庭復帰のための支援を実施
- ・代替養育が必要となった場合は里親への委託を優先して実施

里親制度の周知 359万円

バスの車体広告を通じて里親制度を広く区民に周知することで、里親や里子への理解を深め、担い手を増やすとともに、里親子が暮らしやすいまちを目指す。

＜実施内容＞

バス車体側部広告

＜実施時期＞

9月以降 広告バス運行

